

原油、原材料・燃料価格高騰等に伴う急激な経営困難への特別対策を含む地域経済活性化に向けた対策を求める要望書

【要望趣旨】～省略～

【要望項目】

(一) 経営の困難に直面あるいは予測されている中小業者に対する特別（臨時的）な経営支援策として次の対策を実施すること。

- 一、経営の見通しが立つまでの期間、返済条件の変更を希望する業者はもとより、すでに返済条件の変更を実施している業者に対してもあらたな融資に応じるよう措置すること。またその間の貸付利率の軽減を行うこと。
- 二、ガソリン、灯油など燃料価格の占める比率の大きい中小業者に対する価格助成を行うこと。
- 三、同様の期間の県税の減免を行うこと。
- 四、飲酒運転規制の下で経営困難が強まっている料飲店（業界）に対し、各市町とともに「安心して飲んで帰れる街」にむけて、公共交通機関の弾力的運行の実施や、個店あるいは共同で進める飲食客への送迎努力（代行車の利用はじめ店独自の送迎努力）への助成を行い、いっそうの営業努力を行う意欲を引出し、街活性化につなげていくこと。

(二) 中小業者の経営力強化のために次の施策を行うこと（重点要望）

一、北陸経済産業局の設置を国に求めること

国の経済産業支援策なにかんづく中小企業支援策の普及・相談、北陸経済・中小企業、商工業者の実態の把握、調査・分析などの体制が少なくとも北陸に必要である。

二、中小零細製造・加工業者への体力強化、技術の継承にむけて

(1) 県として「好調な建設機械、機械加工分野」（県知事等）の親事業者に対して、その果実を下請業者、従業者にも配分、波及するよう要請するとともに、下請中小企業振興法・振興基準の実効ある積極的に下請支援を行うよう要請すること。

(2) ものづくり産業クラスター計画では、県内に存在する産業（工業）集積の実態・特徴の把握とともに、それを支えている中小零細製造加工業の役割を明らかにし、それにみあう経営基盤の充実強化、技術力強化・継承のための支援策を打ち出すこと。

また、「多様な製造加工業の集積を誇る石川県」（県）にむけて、基盤技術の実態を把握し、バランスのとれた基盤技術の厚みの構築、3K工場からの脱却への支援、そうした事業所への若い従業者の就業、創業への支援策を拡充すること。

三、地域商業活性化にむけて

(1) 大型店を軸とした街、暮らしづくりからの転換を宣言すること

(2) 現在の大規模小売店舗立地要綱を見直し、大型店と地域商業・商店街との競争的共存基準、県、市町の商業活性化支援策の障害となる大型SC等大規模店の出店調整（需給調整）基準、既存大型店の撤退基準等を内容とする県独自の条例（要綱）とすること。

(3) 身近に買い物施設の少ない地域、高齢化時代の地域の買い物施設づくりをすすめていくことを主眼にした「地域商業と地域の暮らしのあり方計画」を策定し、推進すること。

当面、そうした地域に農協、商店街等の協力を得た「生活市場（イチ）」的なもの（施設あるいは機能）を県のモデル事業として行い、各自治体とともに普及していくこと。

四、伝統産業活性化支援のために

(1) 需要・販路拡大のために、石川県が業界団体と連携して全国に「石川伝統工芸品友の会」（仮称）づくりを行うこと。その過程でそれら「友の会」会員からの伝統工芸技術の良さを活かした製品作り提案を受け入れ・製作の仕組みをつくること。

(2) 県独自に「伝統工芸関連業種融資制度」「利子補給制度」を創設すること。

(3) 国に対して、①「文化財保護」に係わる「伝統的工芸品」の製造・販売業に対する税制の特例を設けることによる所得税の減税、消費税の課税品目からの除外 ②所得税法56条の撤廃、を要望すること

五、中小業者向け融資制度の改善のために

(1) 金融機関による審査主導の制度融資のシステムを、県、保証協会の審査を軸としたものに切り替えて、選別融資の余地をなくすこと。

(2) 融資の申込窓口を県及び自治体、保証協会にも広げること。また会議所等の会員であることを申込みの要件としないこと。

(3) 借換え制度については、誠実で前向きに経営努力している事業者に、保証付融資以外の他の金融機関からの借入れにも利用できるようにすること。

(4) 小零細企業融資制度について、その趣旨にふさわしい保証制度となるよう国に対する要請を含めた必要な措置を行うこと（責任共有制度導入に伴う利息への補助、税の完納などの要件の弾力的運用など）